

## 一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年5月1日～令和5年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・取得率を7%以上にする  
女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和2年5月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 平成2年5月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：子の看護休暇の時間単位取得制度を導入する。

<対策>

- 令和2年5月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成2年5月～ 制度導入
- 平成2年5月～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：令和3年2月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和2年5月～ 社員へのアンケート調査
- 令和2年5月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和3年2月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年1回）及び社内広報誌による社員への周知（毎月）